

令和4年

総務委員会

12月21日

豊明市議会

# 総務委員会会議録

令和4年12月21日

午前11時49分 開会

午後零時24分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	いとう ひろし
委員	ごとう 学	委員	宮本 英彦
委員	鵜飼 貞雄	委員	ふじえ 真理子

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
主査	荻 萩 正幸		

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	市民生活部長	宇佐見 恭裕
財政課長	萩野 昭久	総務課長補佐	鈴村 正

## 5. 傍聴議員

堀内 ちほ	服部 龍一	林 ゆきひろ	近藤 ひろひで
郷右近 修	清水 義昭	近藤 郁子	月岡 修一
毛受 明宏	近藤 千鶴	一色 美智子	近藤 善人

## 6. 傍聴者

なし

午前11時49分開会

○総務委員長（青木 亮議員） ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は3つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。また、説明員につきましては、場合により課長補佐の答弁となることを御了承ください。

初めに、議案第81号、豊明市個人情報保護法施行条例……。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この議案第81号ですけれども、これは今日、最終日に提案されて、審査するのは私は時間に無理があるというふうに考えます。新旧条例、あるいは法の大幅な改正も行われておりますので、そういったこととの関連を精査する必要があって、拙速は禁物だというふうに考えますので、審査期限の延長を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） 初めに、議案第81号 豊明市個人情報保護法施行条例の

制定についてと、議案第82号 豊明市個人情報保護審議会条例の制定については関連がありますので、一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 先ほどごとう委員より議案第81号と82号について、委員会審査期限の延長、延期としたいがという動議がございましたが、直ちにお諮りをいたします。

この延長……。

ごとう委員、すみません、延期という、延長ですけれども、いつまで日にちの延長されるという御意見ですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今日が最終日ですので、この会期中は無理だと思いますので、改めて緊急議会を開くなり、そういったところでやっていただくということになるかなというふうに思います。

具体的には、これは本当に具体的な話をしますと、5月1日施行ですので、その前に周知期間も要と思いますので、その予定、そういった必要な期間を取るというふうに考えると、年明け1月中ぐらいには結論を出さなければいけない問題かなというふうに思っております。

○総務委員長(青木 亮議員) ただいまごとう委員より議案第81号と82号について、委員会の審査期限を、緊急議会ということで来年の1月中までに延期したいという御意見でございますが、こういう動議がございました。

直ちにお諮りをいたします。審査期限を緊急議会として来年の1月中に議決ということに賛成の方の挙手を求めます。

(議論はしないんですかの声あり)

(しないの声あり)

(賛成者挙手)

○総務委員長(青木 亮議員) 賛成少数であります。審査期限延期の動議は否決されました。

御異議ありませんので、議案第81号と82号を一括議題といたします。

本案件につきまして、既に宇佐見市民生活部長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 御異議なしと認めます。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 まず、お聞きしたいのは、このような重要な条例がなぜ議会の最終日に提案されることになったのか、その経緯についてお伺いしたいと思います。

(質疑に入ってからでいいの声あり)

(進めてくださいの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) ごとう委員、質疑に入ってから質問ということによろしいですか。今じゃなくて、質疑に入ってから。

(失礼しましたの声あり)

(まだ入ってないですの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) いいですか。

本案件につきまして、既に宇佐見市民生活部長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第81号と82号は提案説明の省略をし、直ちに質疑に入ります。

ごとう委員。

(一括しての声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 失礼しました。

質疑、討論を一括して行い、採決は議案ごとに行います。

これより質疑に入ります。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、12月議会の最終日になってこのような重要な条例案が出てきたわけですが、こうするしかなかったのかどうなのか、この背景について御説明をいただきたいと思います。

○総務委員長(青木 亮議員) 答弁願います。

宇佐見市民生活部長。

○市民生活部長(宇佐見恭裕君) 本来であれば、12月の初日のほうに上程をしたいという意向で進めておったんですけども、守秘義務の罰則規定等が設けられておりまして、その罰則について、検察庁のほうに確認をしていただく必要がございましたので、その回答が初日には間に合わないという形で、今回の最終日の上程となりました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 検察庁の決定がぎりぎりだったからということですが、検察庁のほうにそういったことを申請するのは、それもぎりぎりでなければ申請できなかったということでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） ぎりぎりというよりも早い段階からお願いをしておったんですが、回答が来るのか遅れてしまったということになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 令和5年の4月1日施行というふうに、これ、附則のほうで書いてありますけれども、この令和5年4月1日にやらなければならないという根拠について御説明をお願いいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） こちら、法の施行条例となっておりますので、法に合わせてということになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 法では、先ほど申しましたように、時間が非常に限られておりますので、十分な調べが私もできていないわけですが、匿名加工情報の民間利用がこの法で可能になったというようなふうに報道されておりますけれども、この市で保有している条例もそのような利用ができることになっておるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 市のほうでは利用できません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 すみません、市のほうではできませんということですが、豊明市の市

民の情報がそういう匿名加工情報として利用されることはあり得ないという、そういうことでよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 現段階ではないということになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 現段階ではないということですが、制度として利用されることになって、することができるようになってきているのかどうかということをお聞きしているんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

鈴木総務課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） 今、御質問いただいた件ですが、現行の条例では匿名加工情報の利用は定めておりません。

都道府県及び政令指定都市については、匿名加工情報の利用を定めることになっておりますが、豊明市等のその他の自治体については任意要項になっておりますので、今回の条例では定めておりません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回法による全国一律の規制といいますか、規定になっておりまして、従来よりも条例で進んだ個人情報保護に力を入れていたようなところは個人情報保護が後退するというようなことが非常に問題になって、そういうような自治体から抗議が出たりしていたということがありますが、本市についてはそういうことはないのでしょうか。個人情報というか、保護という観点から、そういうことは、今までよりも後退するということはないのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 後退する部分はございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 すみません、それは、法とか条例とか条例、新旧条例ですね。そういったものを逐条ごとにきちっと精査をされて、そのような結論になっておるのですか。でしょうか。私どもは時間がなくてそういったことまではやれませんでしたので、そういったことをお伺いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） もちろん精査をしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で……。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 本当にこれ、審査しなくてええの、これ。

この条例の3条の「実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人情報ファイルを使用して行う事務に限る。」というふうにあります。この個人情報ファイルというのは言葉ではこれまで何回も聞いておりますけれども、具体的にどのようなもので、これが何件ぐらい豊明市にはあるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 個人情報を扱う業務についてなんですが、現在390件の情報が掲載されております。1件でも個人情報扱いの場合は登録を作成するという事になっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 それは具体的にどのような形、例えば文書の形なのか、それともデータの形なのか、その両方あるかもしれませんけども。

○総務委員長（青木 亮議員） 宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） もちろん電子データの場合もございますし、紙の場合もございます。様々でございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの回答で、この共通ルールに定めた結果、後退する部分はないと



ということですが、現行の個人情報保護条例、豊明市の、と共通ルールを定めるこの条例とは全く一致した内容なんですか。あるいは、違っているところはどこかあるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） こちら、情報の開示までの日数について、前条例のほうでは15日としておりました。今回法律のほうでは30日となっておりますけども、条例を後退させないよということ、こちらのほうは15日というふうな形で国よりもいいほうにということ、振っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 分かりました。

あと、第2条の2でちょっと素朴な質問で申し訳ないんですけど、実施機関が市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、この7つが記載されているんですけど、委員会というのはこれ、この委員会だけに適用するという理解でよろしいでしょうか。というのは、委員会というのはいかにないのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 御質問のとおり、今おっしゃられた委員会のみが対象となります。

今回、ここから個人情報保護法の中で対象となる地方公共団体の議決機関といたしまして、議会のほうは国会や裁判所と同様に除外をしたということになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この中には、議会を対象にないということは、議会の事務局も対象にないという、対象にならないという理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 3条、先ほどの3条のところで個人情報取扱事務登録簿、これも名前は聞いたことがあるんですけど、実物を見た記憶がないんですけども、この登録簿にはこの1号から10号までですかね、こういったようなことが載せられているのかなと思いますが、これはどのような形で存在するのか。それから、この6項のほうを見ると、次のページの下のほうの「実施機関は、登録簿を一般の利用に供しなければならない。」とありますので、利用に供する、要するに公開されているのでしょうか。どういう形であるかということと公開されているのかということ。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） まず、今、御質問いただきました登録簿の一般利用に関しましては、市民コーナーに常設をしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 市民コーナーに先ほどの390件の情報ファイル、中身までということではなくてタイトルということになるかなと思いますが、この1号から10号までに掲げることが全て市民コーナーで分かるようになってきているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） そのとおりです。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この議案82号もたしかよかったですよね。

○総務委員長（青木 亮議員） はい。

○宮本英彦委員 82号の第3条の第4号に、ここに議会個人情報保護条例第46条の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議するというのが所管事務に入っているんですけど、所掌事務か。この個人情報保護条例審査審議会条例の中の対象は、先ほど議会は除くということでしたけれど、この審議会条例は議会も対象とするという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 施行条例のほうでは議会が含んでおりませんが、審議会の設置については必要でございますので、こちら市長部局で定めるのか、議会の条例で定めるのかはいずれでも可能ということになっておりますので、市長部局側の条例で定めることとさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ここでいう議会個人情報保護条例というのは、これから議決を予定していることの第46条という意味でしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） そうですね。後ほど議員提出議案のほうで出てくるもので、ということになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 めくっていただいた3条2項の第5号ですけれども、1年以内に消去することになる個人情報ファイル、上から六、七行目のところだと思いますが、1年以内に消去することになる個人情報ファイルは、これは登録簿には載せる必要はないという、そういうことになっておるかと思うんですが、これは具体的にどういったようなものがあるのか。

それから、この登録簿に載せられないということになると、市民の目の届かないところでファイルが作られて、そして1年以内でなくなって、どういうふうに活用されたかも分からないというような、そういう問題が起きてくるということかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員、これは議案第81号のほうですね。

○ごとう 学委員 そうです。はい。

○総務委員長（青木 亮議員） お願いします。

答弁願います。

鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） すみません、ちょっと私、聞き漏らしてしまいましたの

で、もう一度御質問をお願いいたしますでしょうか。

(すみません、議案第81号の3条2項第5号をめぐっていただいたところの上から7行目  
辺り、(5)の5号の1年以内に消去することになる個人情報ファイル、これは、この  
流れでいくと、これは個人情報取扱登録簿に登録しなくてもいいと。つまり公開の対象  
にはならないということになるかなと思うんですが、公開されないでこういう個人情報  
ファイルが作られ、利用され、そして消去されてしまうという、そういうことがこの条  
例だと起こり得ることになりますけれども、ということになると、市民の目の届かない  
ところで悪用と言っては言い過ぎかもしれませんが、そういうことが起きてしまう  
のではないかということ、そもそもその1年以内ってどのようなものがあり得る  
のかということについてお尋ねしますの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 答弁願います。

鈴木課長補佐。

○総務課長補佐(鈴木 正君) こちらにつきましては、従前の今現行ある現行の個人情報  
保護条例のものをそのまま活用しておりまして、今現在すぐ御回答はできませんので、  
調べさせて、また後ほど御回答させていただきたいと思えます。

(発言する者あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 副市長。

○副市長(土屋正典君) 補足させていただきます。

これに関しましては、従前の規定どおりという、先ほどの補佐の回答どおりでございま  
して、基本的に何かというと、そういった使用期限の短い、要は単発である意味瞬間的に  
終わるような、そういったような情報に関してはこういったものに関して、ここの前の適  
用の網をかけないというような解釈かと思えます。

以上です。

○総務委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 分かれば具体的にそれがどのようなものがあるのかということ  
は、副市長はちょっと御存じないですか、それは。ということであれば結構ですけど。

(要は瞬間的に……の声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 鈴木課長補佐。

○総務課長補佐(鈴木 正君) 今御指摘ありました、こういった情報が対象になるか  
ということで、今から調べましてまた御回答させていただきます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 82号のほうの審議会条例のほうですけど、第4条、審議会の委員は5人をもって組織する。委員は優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱すると、これはこれでいいんですけど、どのような方を委嘱されるというような、ある程度の方向性というか考え方はあるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） こちらの審議会のほうは現在もございまして、現在の委員さんにあっては、弁護士さん、それから司法書士さん、それから行政書士さん、あと福祉団体の長、あと大学教授の皆さんにお願いをしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの質問と似たようなことなんですけれども、先ほど5号でしたけれども、7号でも職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、または取得する個人情報のファイル、こういったものもこの登録簿に登録されないということなんですけど、これは具体的に、これも具体的にどのようなことが考えられるのかということと、それから、そういうふう to 個人情報を利用して本人はそれは知らずにいるという、そういうことになるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） この件に関しましても後ほど御回答させていただきます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今までの個人情報の保護条例……。今度廃止するものと共通ルールで今回新しい議案の81号で上がっているんですけども、個人情報保護、守るのと裏腹一体に情報公開条例のほうの開示の部分とは裏腹一体になると思うんですが、今回のこの議案の条例制定によって、開示するときには何か変わってくる分というのはあるんでしょうか。情報の、要は今までの黒塗りの部分で出てくる部分もあるんですけども、その辺の保護をする部分と開示される部分の何か基準の部分で何か変わる部分はあるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君）　こちら条例から今回の法律のほうにという形なんですけども、特にそういう線引きについては変わっておりません。どこまで行っても個人情報の開示については個人の方しかできませんので、そのような形で運用してまいりたいというふうに。

以上です。

○総務委員長（青木　亮議員）　ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう　学委員　もう一点を先ほどの続きでお聞きしたいんですけども、81号の先ほど5号と7号をお聞きしましたけれども、8号で、個人、「前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル」ということになっておりますが、この規則で定める個人情報ファイルというのは、これまでと変わってなければもう既に具体的なものがあるだろうと思えますけれども、こういったものがあるのかということをお尋ねします。

○総務委員長（青木　亮議員）　答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君）　今回この施行条例の制定に合わせて個人情報の、ごめんなさい、規則のほうも併せて進めておりまして、ちょっとそちら規則のほうの内容について、今ちょっと手元にございませんので御回答ができません。

以上です。

○総務委員長（青木　亮議員）　鈴村課長補佐。

○総務課長補佐（鈴村　正君）　補足説明させていただきます。

今ごとう委員おっしゃったこういったものが対象になるかということで、例えば、専ら職員関係の福利厚生に関する、そういった記録のファイルが対象になります。

以上です。

○総務委員長（青木　亮議員）　ほかにございませんか。

当局にお尋ねしますが、先ほど2点ほど、まだ答えが出ておりませんですけども、時間がかかりますでしょうか。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君）　今調べておりますので、もうしばらくお時間いただければ。

以上です。

○総務委員長（青木　亮議員）　分かりました。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど職員の福利厚生に関わることがこの規則で定めるものに当たるというお話でしたけれども、これ、ここの、どこだったかな、どこかにあったんですよね、それ、第2号ですか、この条例の2項第2号、2ページ目から3ページ目のところに、実施機関の職員または職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専ら人事、給与、福利厚生に関する事項またはこれに準ずる事項を記録するものということで、これは法に掲げられておりますので、この規則はそれとは違うものが何か定められておるのではないかなと思いますが。

○総務委員長（青木 亮議員） 鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） 申し訳ありません、私の説明の言葉足らずなところがございまして、今2号につきましては職員になりますが、8号につきましてはその職員の親族、扶養者が対象になります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 当たり前のことを確認の意味でお聞きするわけですが、これは規則で定めるということですので、これは市の裁量でいろんなものをここに追加していくことができるという、そういうことで、確認ですけども、よろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） そのとおりです。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） 先ほど御質問いただきました2点の御回答をさせていただきたいと思います。

議案第81号の3条2項の第5号と第7号について御回答します。

第5号につきましては、1年以内に消去することとなる個人ファイルということで、県等から来るメールが想定されております。

7号につきましては、職員が自発的に研究等を行った際に作成した個人情報というものを想定しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の7号については、これが、本人が利用されているということが、本人は確認できるのかどうかということですが、

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

鈴木課長補佐。

○総務課長補佐（鈴木 正君） 本人の確認はできません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 限られた時間内で、できる範囲内の、調べられる範囲内のことを調べて疑問に思ったことを今お伺いしましたけれども、私としては十分、これで十分というふうには言えないと思います。末日に提案してきて、こういった重要な条例をその日に議決してくれというのは私はいかがなものかなと。また、それを認めるとしたらその議会もいかがなものかなというふうに思いますが、そういう意味で、こういった案件はもっと早めに提出して、我々の調査期間を、時間をきちんと取っていただくということが原則だと思いますので、それができてない以上、そして延長もしないということであれば、反対せざるを得ないという、そういうことで、お願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第81号について採決を行います。

議案第81号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第81号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第82号について採決を行います。

議案第82号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。賛成多数であります。よって、



議案第82号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 議案第83号 令和4年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、財政課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入下段の19款繰越金の前年度繰越金1,087万5,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案質疑でしたか、何かでもお聞きした覚えがありますが、この前年度繰越金のこれまで使った残りの留保額ですね。留保額、今回のこの1,087万5,000円を使った後の留保額は幾らになるのか教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 12億9,400万ほどになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第83号のうち本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号のうち本委

員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) ありがとうございます。本委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時24分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長